（情報通信の技術を利用する方法）

第十七条の三十九　第十七条の十六の規定は、法第二十二条の三の三第一項又は第二項の規定により契約の相手方に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、第十七条の十六第一項第一号及び第三項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、同条第一項第一号ロ及び第二項第二号中「結果」とあるのは「書面に記載すべき事項」と、同条第一項第一号ロ中「報告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

第十七条の四十　第十七条の十七の規定は、令第七条第三項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十七条の十七第一号中「前条第一項」とあるのは「第十七条の三十九において読み替えて準用する第十七条の十六第一項」と、「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と読み替えるものとする。

第十九条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「定款」の下に「及び登記事項証明書」を加え、同号を同条第五号とする。

第二十条の二第一項中「年月日」の下に「並びに建築士事務所に属する建築士の登録番号」を加える。

第二十条の三第一項第三号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

第二十条の四を削り、第二十条の五を第二十条の四とする。

第二十一条第一項第八号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

第二十二条の二中「の国土交通省令」を「に規定する国土交通省令」に、「次に掲げるもの」を「第十七条の三十八第一号から第六号までに掲げる事項」に改め、同条各号を削る。

第二十二条の三中「第二十四条の八第一項第四号」を「第二十四条の八第一項第二号」に改める。

第四章の章名を削る。

第二十二条の五中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第四章　雑則

第二十三条中「法第二十六条の二第二項の規定により立入検査をする職員が携帯すべき」を「法第十条の二第三項（法第二十六条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する」に改める。

第二十四条に次のただし書を加える。

ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

第二十四条第十二号中「第九条の四第一項」を「第九条の五第一項」に改め、同号を同条第十五号とし、同条に次の一号を加える。

十六　第九条の六の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の提出を求め、かつ、これを領置すること。

第二十四条中第十一号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　第九条の四第二項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付の申請を受理し、及び同条第三項の規定により交付すること。

第二十四条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「し、及び同条第三項の規定により交付」を削り、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　第四条の二第二項の規定による免許証の書換え交付の申請を受理し、及び同条第三項の規定により交付すること。

第二十四条中第六号を第七号とし、同条第四号中「第十条の二第三項」を「第十条の二の二第三項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「及び」を削り、「聴く」を「聴き、及び同条第五項の規定により公告（同条第一項の規定により戒告を与えたときに係るものに限る。）する」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　法第十条の二第一項の規定により必要な報告を求め、立入検査させ、又は関係者に質問させること。

別記第五号書式を次のように改める。

第五号書式（第二十条関係）（Ａ４）

※手数料欄	正	副

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書

（第一面）

〔記入注意〕

1　※印欄は、記入しないでください。

2　登録申請者氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3　□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

4　現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級
二級
木造　建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実に相違ありません。

平成　年　月　日

登録申請者氏名　　印

知事
指定事務所登録機関　殿
（名称）

事務所	ふりがな 名称			
	所在地		電話　番	
建築士	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
登録申請者	個人であるとき	ふりがな 氏名		□一級建築士 □二級建築士 □木造建築士
		住所		
	法人であるとき	ふりがな 名称		
		事務所所在地		
建築士事務所を管理する建築士		ふりがな 氏名		登録番号
		一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）
		管理建築士講習を修了した年月日	平成　年　月　日	修了証番号
現登録年月日及び登録番号			平成 （都道府県）　年　月　日 知事登録　第　号	※審査
新規□ 更新□	※　登録年月日及び登録番号		平成 （都道府県）　年　月　日 知事登録　第　号	